

第 7 回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2021 年 3 月 4 日（水） 14:00-17:00
2. 場所： JICA 本部 113 会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドライン改定方針案の説明・意見交換 3
 - (3) その他
4. 今後の予定：

第 8 回

日時：2021 年 4 月 13 日（火） 14:00-17:00

場所：JICA 本部 113 会議室 およびオンライン（Microsoft Teams）

議題：

- (1) 前回の振り返り
 - (2) 環境社会配慮ガイドライン改定案の説明・意見交換 1
 - (3) 異議申立手続要綱改訂の論点案説明・意見交換
 - (4) その他
5. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 第 7 回諮問委員会資料①
 - (3) 第 7 回諮問委員会資料②
 - (4) 別添①（更新版）環境社会配慮ガイドライン改定へのご意見一覧
 - (5) （追加まとめ）環境社会配慮ガイドライン改定方針（案）に関する意見
 - (6) （参考資料）Revisions of WHO Air Quality Guidelines current status
 - (7) （参考資料）WHO Air Quality Guidelines for PM, O3, NO2 and SO2 Summary of risk assessment

以上

諮問委員から提出された追加のご意見の概要を追記し、JICA 方針（案）の更新を行っています。追加のご意見と JICA 方針（案）の更新箇所は下線で示しています。

テーマ	論点	包括的検討における助言 （助言全文は別添①参照）	諮問委員からのご意見 （ご意見全文は別添①参照）	JICA 方針（案）
全体			1. 個別案件で実務を担うコンサルタントの立場として、迅速かつ質の高い ODA 実施の一翼を担う事を認識し、新ガイドラインに示された内容について丁寧な調査、分析、十分な協議を行った上での現地ステークホルダーとの合意形成等の重要性を認識。一方、拡大・多様化する項目について定められたコストと最小限の人員並びに厳しいスケジュールの中で速やかに実施する事も課題と認識。（黒木委員） 2. 本 GL も各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。（杉本委員） 3. 包括的な検討プロセスの助言のうち改定の方がまとまっている事項については、原則として改定内容に反映するとともに、反映しない場合にはその理由と代替となる対応について明確に示すこと。（村山委員） 4. 協調融資案件におけるコモンアプローチの導入も考えられることから、今回の改定で可能な限り他の国際協力機関のセーフガードポリシーと整合性を図ることが望ましい。一方で、環境社会配慮の実施体制の違いも考慮して、実現可能性も考慮した内容とすべき。（村山委員） 5. 次の改定までの 10 年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱うべき。（村山委員） 6. 今後 10 年間に生じうる変化に柔軟に対応できる自由度を確保することも肝要。（村山委員） 7. 下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・	左記の「全体」に関するご意見は、各論点に関する JICA 方針（案）の検討にあたり、参考にさせていただきます。 なお、GL 改定の基本的な方針としては、（１）GL は改定後 10 年間の運用を想定し基本原則を主に扱う、（２）運用面で GL を補完し、必要に応じて説明を加える場合は FAQ に記載する、（３）その他運用で勘案する事項は内部用資料等で取り扱うこととしたい。 また、改定にあたっては、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請にも対処することを念頭にバランスの取れた内容とすることを目指したい。 <u>FAQ の位置づけは、GL 利用者が質問・疑問に思うであろう点に答えるために作成された、「よくある質問」であり、GL が環境社会配慮の原則・基本手続きを示すのに対し、FAQ は GL 上の記載の定義や GL の解釈を示す解説書である。以上を FAQ の冒頭に示す。【FAQ】</u> <u>なお、本方針（案）において対応内容について【GL】・【FAQ】・【別枠組】として整理。</u>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			確認の適切な実施を確保すること。(持田委員) 8. FAQ は GL の具体的な実施指針となっているため、FAQ の位置づけや策定プロセス等を GL の中で明記すること。また、現行の FAQ の内容を精査し、名称を含めて検討すること。(村山委員) 9. JICA 方針 (案) に記載されている内容の扱い：内容として、主として次の内容が含まれているように思われる。 1) GL に含めるべき内容 2) 現行 FAQ に類するカテゴリーに含めるべき内容 3) 上記 2 項目に含まれないが、JICA として対応する内容 今後、方針案を上記のようなカテゴリーを参考に整理していただくことをご検討いただきたい。(村山委員) 10. 現行 FAQ の扱い：内容として、次のような側面が含まれるように思われる。 ・ GL の実施細則的な側面 ・ 上記の実施細則とは異なるが、JICA が GL 以外で行なっている環境社会配慮の解説という側面 改定委員会の議論を通じて現行 FAQ の位置づけや名称を検討し、GL の中でも FAQ に類する文書の存在を明記していただきたい。(村山委員) 11. 他の JICA の規定との関係の整理と明示・公開 ・これまでの議論の中で、環境社会配慮ガイドラインの中で書き込める事項と、別文書に基づき扱うべき事項があることが明らかになっています。そのような文書には 2 つのタイプがあります。 ① JICA が環境社会配慮とは別の目的で定める構造・安全基準等の文書。安全性の議論等は、それらの文書の中で規定され、審査されるため、環境社会配慮ガイドラインでは特に書き込まれることはない。 ② 環境社会配慮ガイドラインには書ききれないような細部にわたる事項を規定する文書。現時点では FAQ がそれに該当するが、別途ガイドラインを受けた規程、細則等の作成も考えられる。 ・これまで議論された事項を、上記の様々な文書の中でどう位置付けるかをまず明確にしてから議論を進めていただきたい。(鈴木委員)	
①理念、	1.1 開発協力大綱、質の高	(助言 1) ガイドライン「序」に SDGs、	12. 質の高いインフラ投資の推進に関しては「質の高いインフラ投資に	GL「序」において、SDGs、パリ協定に基づく脱

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
気候変動	いインフラ投資の促進等の政府方針への対応 1.2 持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定といった国際潮流への対応	パリ協定にといった国際潮流を大きな枠組みを示し、「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を位置付けることが適当。大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」が重点課題としてあり、質の高い成長は環境との調和への配慮等を含めるとい理念の柱を明確にした上で、重要な基本的な考え方について指針と方策をガイドラインに位置づけることが適当	関する G20 原則」(2019) 原則 5 インフラ投資への社会配慮の統合への言及が重要。(織田委員) 13. 国際潮流を踏まえ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含め、それらを前提とするのが妥当。(杉田委員) 14. いずれかの時点で Appraisal システムの見直しが行われることが望ましい。その際、特に以下の点が重要。① 世界的な潮流に沿ったものであり、かつ、緩和対策として優れた日本の GHG 等削減技術の JICA プロジェクトへの積極的な活用を推奨することを明示すること。② 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮し、Appraisal に際しての構造基準等の見直しを図ること。(鈴木委員) 15. JICA として SDGs17 ゴール中、特に 10 ゴールについて「中心的役割を示す」との方向性が示されているが、再考すべき。(日比委員) 16. 「持続可能な開発」の原点、すなわち将来世代への貢献に立ち返るべき。(日比委員) 17. 援助機関としてホスト国側の事情・潮流(特に NDC)の考慮にも触れるべき。(日比委員) 18. ポスト/ウィズ・コロナ時代への対応、特にグリーン・リカバリーの考え方に言及すべき。(日比委員) 19. 助言 1 から 4 に関連して、SDGs やパリ協定、開発協力大綱、ミティゲーション・ヒエラルキーについては基本的な考え方であり当面大きな変更はないと思われることから、ガイドラインの本文で触れることが求められる。(村山委員) 20. 助言 1～4：助言に異論ありません。(持田委員) 21. 「パリ協定」自体は、国際潮流そのものというよりも、潮流を形作っている枠組であり、現時点で気候変動に係る国際潮流は、120 カ国以上がカーボンニュートラルに既にコミットしていること、多数の国が NDC の野心引き上げを報告していること、1.5℃目標への引き上げの必要性などではないか。これらについても言及すべき。(日比委員) 22. 「理念」においては、「インフラ海外展開に関する戦略の骨子(以下、インフラ新戦略)」や菅首相による「カーボンニュートラル宣言」など、気候変動に係るわが国の直近の政策や方針を位置づけるべきで	炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及する。現行 GL の「序」に示される持続可能な開発の促進は維持する。【GL】 GL1.1「理念」において、「序」で言及した国際潮流に触れつつ、開発協力大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含める。さらに、質の高いインフラ投資の推進に関して、インフラ投資への環境配慮・社会配慮の統合に言及する。【GL】 ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を GL1.4 基本方針に記載する。【GL】 (理由、考え方) 「序」・「理念」を通して、国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うことを明確にする。 - なお、個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。 - JICA の審査は、事前評価表に示されるとおり多面的な検討がなされるもの。このうち、環境社会配慮ガイドラインは、審査プロセスの一つである環境社会配慮審査で活用されるものであり、本環境社会配慮 GL の改定において、審査プロセスの見直しを行うことは想定していない。 - 次の改定までの 10 年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱う。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			ある。特に「質の高いインフラ」について言及するのであれば、インフラ新戦略、中でも環境・社会配慮に密接に関わる「気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進」「こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし」「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」、そして「石炭火力発電プロジェクトについては、(中略) 支援を行わないことを原則とする」ことなどへの言及は不可欠。(日比委員)	
	(助言 2) 開発協力大綱で言及された女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民等の開発への参画の確保を理念に言及すべき		23. JICA ガイドライン 1.4 基本方針 (重要事項) に、新しい項目として「ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを進める」を加えるよう提案する。そこには「女性の参画の促進、能力と強化、ジェンダーに基づく社会的脆弱性、特に女性のニーズへの配慮と保護、女性と女兒に対する暴力防止、女性の権利を含む人権の尊重に取り組む」などを含める。(織田委員) 24. 人権基準、人権尊重条件の点は改定ガイドラインにおいても引き続き明記されるべき。(織田委員)	GL1.1「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を反映する。その際は、助言 2 の女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載する。また、「ジェンダー平等」を理念に追記する。【GL】 また、GL では 2.5 にあるとおり引き続き、国際人権規約を始めとする国際的に確立した人権基準の尊重を維持する。【対応済 (GL)】 (理由、考え方) - 開発協力大綱に沿った視点を「理念」に反映する。なお、GL の位置付けは 1.4 基本方針にあるとおり、「相手国等の開発目的に資するプロジェクトが、環境や地域社会に受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う」ためのもの。 - ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICA の優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指している。一方で、環境社会配慮 GL では個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するよう対応している。
	(助言 3) ミティゲーション・ヒエラルキー (回避>最小化>緩和>代償) の考え方にに基づき、大規模な環境社会		25. 気候変動緩和対策に係る評価は、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方にに基づき、排出量に対して行われるべき。(鈴木委員)	ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方を GL1.4 基本方針に記載する。【GL】 (理由、考え方)

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
		リスクは可能な限り回避すべきであるが、これを避けられない場合は最小化、緩和、オフセットすべき。中～小レベルの環境社会リスクに対しては最小化（低減）の取組を適切とする考え方がある。		● GHG 排出量に対する考え方は、論点 1.3 助言 6 の項目のとおり
		(助言 4) 以下を「理念」に記載すべき (1) 良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐ視点、(2) 仙台防災枠組・レジリエンスの視点	26. 具体的に個別プロジェクトでどのような因果関係があり、何を活動し、アウトプットとするかイメージできないのでご教示頂きたい。この防災を環境社会配慮で取り扱う場合、従来の環境社会配慮専門家では対応できないため別途防災の専門家等の配置が必要。(黒木委員)	GL 冒頭「序」の SDGs、持続可能な開発及び気候変動対策の記載に包含する。 【GL】 具体的に個別プロジェクトでの環境社会配慮における関係性が明確でないため、助言 4 の (1) (2) に具体的に言及することはしない。
		(助言 5) JICA としての石炭火力発電への支援に掛かる考え方をガイドラインに明記すべきとの意見と、今後長期に運用される JICA ガイドラインの理念として、特定のセクターについて言及するのはバランスを欠くとの意見があった。	27. JICA におけるプロジェクトにおいても脱炭素移行に向けて選択肢を示していること及び脱炭素移行に向けて逆行していないか等の検討が必要と考えられ、そのような検討の必要性について GL にも記載される必要がある。さらに、石炭火力に関する詳細な記載等を検討されたい。(杉本委員) 28. 本 GL も各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。(杉本委員) 29. 「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」との整合を取り、かつ JICA のセーフガードとして骨子内容をオペレーショナライズする内容を含めるべき。ホスト国の「脱炭素化を誘導」する上での、具体的なクライテリアやチェック項目等を含めるべき。(日比委員) 30. 石炭火力発電というセクターを最初から否定するものではなく、個別案件ごとに是々非々で検討されては如何でしょうか。(三宅委員) 31. 今後長期に運用される JICA GL の理念として、特定のセクターに言及するのはバランスを欠いていると考えます。(持田委員) 32. 現行 GL では「影響を与えやすいセクター」として特定セクターが明示されており、GL が特定セクターについて言及するものではない、との方針案と矛盾 (日比委員) 33. インフラ新戦略においても「原則支援しない」との方針を掲げている以上、環境・社会配慮上の極めて特異、かつ影響の大きい石炭火力について GL においてその対応方針について言及することは、GL の目的に十分適っており、逆に GL の範疇に含めないことは、改定	石炭火力発電への支援に係る考え方は GL に記載しない。【別枠組】 気候変動対策については、GL 冒頭「序」に脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を記載し、「理念」に日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを記載する。【GL】 (理由、考え方) ● 脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を踏まえ、日本政府方針に沿った対応を行うことを「序」・「理念」で言及する。 ● GL は特定セクターへの支援を言及するものではない。<u>日本政府方針含めた上位の政策と個別事業の整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。</u>

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			GL に大きな不足をもたらすと考えられる。改定 GL において、石炭火力について言及しないという方針は、受け入れがたい（特定セクターに言及するのはバランスを欠くとの意見もあるが、より優先すべきはバランスではなく、環境社会配慮上の効果と考える）。（日比委員）	
	1.3 事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計	（助言 6）気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される個別事業の GHG 総排出量の推計が求められる。サプライチェーンにおける GHG 排出量の推計を含めることは重要であるが、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、今後の中長期の課題であると認識する。	34. JICA は、別紙 1 で「気候変動」の項目を新たに設け、「スコープ 1 及び 2 で一定以上の温室効果ガス（GHG）を排出するプロジェクトにおいて、想定 GHG 排出量が算出・公開されていなければならない」ことを要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 35. ライフサイクル（イニシャル部分含む）GHGs の排出量を予測するのであれば、必ずしもプラスとなる可能性はないことも考慮する必要がある。JICA 調査報告書、EIA で明確にしたいのが排出量、削減量、または双方なのかを諮問委員会で議論の上、GL・FAQ、案件の指示書等で明確にすべき。推計の範囲や条件により、その精度も労力も大きく変わるため、精度の目安となるコンサルタントの作業日数についても配慮すべき。推計対象セクターと推計方法について FAQ 等での具体的説明を示していただきたい。有意の CO2 発生源については、JICA GL でもどこかで線引きの明示が必要。（黒木委員） 36. 排出削減効果ではなく、そもそもの事業の排出量としてのインパクトとそれを回避するための対策及び削減効果を測る必要がある。また、スコープについても、インフラの電力消費他のエネルギー需要は大きく GHG 排出に当たってインパクトがあるため、スコープ 1 に加えて、2 の排出量を対象とする必要がある。一部のスコープ 3 の項目について（例えば、高速道路とそこから生じる交通から排出される GHG など）も、当該プロジェクトのインパクトを鑑みると、影響が大きいプロジェクトにおいては可能な範囲での推計が必要。NDCs との整合性のみならず、各プロジェクトにおいて中長期的な脱炭素移行に向けて整合的であるか否かの確認もプロジェクト形成に当たっては重要な要素として GL に位置付けることについて検討されたい。（杉本委員） 37. スコープ 1 については、少なくともすべてのカテゴリー A プロジェクトで IPCC ガイドラインに沿った排出量推計（現状、将来予測）	一定量以上の温室効果ガス（GHG）の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定 GHG 排出量を推計し公開する。 【GL】 またスコープ及び閾値については、FAQ においてスコープ 1・年間 25,000 CO2 換算トンとする。 【FAQ】 推計対象の温室効果ガスは、7 ガスのうち、ODA 事業で対象とするセクターに鑑み、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、亜酸化窒素（N2O）の主要 3 ガスとすることが現実的と考える。 【FAQ】 個別案件について「脱炭素社会への移行」との整合性の確認を GL に記載することは、GL の趣旨には馴染まないが、中長期的な視点に立ち、途上国の脱炭素移行を支援することは重要と考えており、日本政府方針に沿って脱炭素移行へ貢献することを GL1.1「理念」に記載する（論点 1.2 参照）。【GL】 【スコープ 1（直接排出量：事業活動から直接排出される排出量）とする理由】 ●スコープ 3（スコープ 1・2 に含まれないその他の間接排出量）は技術的に推計が難しい。 ●スコープ 2（間接排出量：電力など事業で消費するエネルギー）は、途上国において推計に必要な情報の入手が難しい場合が想定され、案件ごとに推計の結果にばらつきが出ることが予想される。また、世銀もスコープ 1 を対象としてい

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			が行われていることを確認する必要がある。スコープ 2 については、可能な範囲で実施するよう要請するものとすべき。京都議定書に規定される 7 つのガス・物質だけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガス (short-lived climate pollutants: SLCPs) であるオゾン (O3)、ブラックカーボンについても考慮する必要がある。また、気候変動に正の影響を及ぼす (加速化する) SO2、PM 等についても、大量の排出が見込まれる場合には考慮することが望ましい。(鈴木委員) 38. 農業・土地利用セクターの排出シェアも大きいことに鑑み、影響評価対象とすること。(日比委員) 39. スコープ 1 (事業からの直接排出) だけでなく、少なくともスコープ 2 (エネルギー使用を介した排出)、できればスコープ 3 (原材料の調達含むサプライチェーン全体からの排出) も評価対象とすべき。パリ協定で定める (今世紀後半中のネットゼロ) を目標・タイムフレームをベンチマークとすべき。(日比委員) 40. 助言に異論ありません。(持田委員) 41. 排出が見込まれるセクターや事業において、全く排出量の推計が出来ない例というのは考えにくく、「推計可能な事業と推計方法を記載」とすることの意義が不明。むしろ、(一定規模を超える総排出量が見込まれる事業は)「原則として排出量を推計する」とし、その方法論やデータの選択については、事業毎に選択の余地を許容することとすべきである。(日比委員) 42. 昨今の民間セクターにおける排出削減目標設定や排出量推計の潮流、そしてカーボン・ニュートラルが国際的な目標となっていることを鑑みれば、排出量の推計においては、スコープ 1、2 のみならず、できる限りスコープ 3 (サプライチェーン) における推計を求めることが、脱炭素社会、持続可能な開発に向けては求められる。技術的、労力的な困難さがある場合には、事業ごとに現実的かつ効率的な方法論やデータの選択を許容することで対応可能ではないか。(日比委員) 43. 「スコープ 1 で一定量以上の GHG の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定 GHG 排出量を推計し、公開する。また閾値については、FAQ において年間 25,000 Co2 換算トンとする」との方針に賛成。ただし、閾値については GL 運用期	る。さらに、スコープ 1 とスコープ 2 の間で重複が発生する場合がある。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			間中、国際的な潮流等を随時参照し、見直すことを明記すること。 (日比委員) 44. スコープ 1 だけでなく、スコープ 2、そして可能な限りスコープ 3 についても対象とすべき。(日比委員)	
		(助言 7) 個別事業の環境社会配慮において、相手国全体や国際社会全体の排出削減目標への貢献等が検証されるべきという意見があった。他方、個別事業における環境社会配慮と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別する必要があるとの意見があった。	45. 必要に応じ、各国の約束 (nationally determined contributions: NDCs)、脱炭素移行に向けた国際的合意と比べて明らかな不整合がないか確認する。(鈴木委員) 46. 事業の気候変動「影響」の評価については、慎重に、かつ厳格にパリ協定を始めとする国際潮流 (=「パリ・レジーム」) に沿ったものとなるよう導入すべき。(日比委員) 47. 事業毎の気候変動影響 (排出量の測定) だけでなく、対象国の排出削減道筋 (含む NDC) への貢献、さらに JICA の事業ポートフォリオ全体の排出量、削減貢献量を透明性を持って開示すべき。対象国の NDC を無条件で受け入れるのではなく、日本としてそれが十分な内容・水準か、すなわち「インフラ新戦略」で書かれているように「脱炭素化」と整合するかどうかを評価判断することも求められる。(日比委員) 48. GL 見直しは世銀 ESF に準拠する形で進められているが、気候変動影響の評価については、パリ協定 (2015 年末) や 1.5°C 特別報告書 (2018 年) のタイミングから、世銀 ESF に十分反映されていない点に注意。(日比委員) 49. 気候変動影響については、GHG 排出量 (climate change mitigation) の観点だけでなく、適応の視点からの評価も導入すべき。(日比委員) 50. 個別事業と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別すべき。(持田委員) 51. 個別事業と上位政策等の整合は、別の枠組で確認すること自体に異論はないが、そもそも GL の目的が「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保すること (現行 GL1.2 目的より抜粋)」にあるとすれば、別の枠組での確認であっても、それを“透明性を持って確認し、公開する”ことは、GL の重要な役割ではないか。(日比委員) 52. 上位政策等との整合については、現行 GL 別紙 1 において、プロジェクトは「実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画	個別事業と国毎の気候変動政策の整合性は、環境社会配慮 GL とは別の枠組みでプロジェクト形成の一環として個別事業ごとに判断する。【対応済 (別枠組)】 (理由、考え方) - 個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICA で確認されているとの前提の下、GL は個別事業の環境社会配慮に関する JICA の責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するもの。 - NDC やその他の気候変動政策は環境に関係する政策であるが、その他の幅広い分野にまたがる政策でもあり、前項記載のとおり同政策に照らした事業の位置づけは日本政府、JICA で確認されるもの。事業の位置づけは事業事前評価表で公表されている。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			等に沿ったものでなければならない」と明記されている。例えば、NDC は、実施国政府の環境社会配慮政策であり、GL の枠組内での整合性を確認することは、現行 GL の求めるところである。よって、気候変動政策に係る上位政策等（のみ）につき、GL の枠外とすることの根拠を示されたい。従来の GL からの方針の転換を意図しているのか？（日比委員） 53. 気候変動問題という地球規模影響への対応について対象国の政策や法律だけを担保すれば良いということにはならない。わが国の気候変動政策や方針は、JICA 事業の気候変動影響を評価・配慮する上で、相手国の政策・法律との整合性確認と同様に、極めて重要な環境社会配慮のプロセスであり、現行 GL における上位政策等との整合の確認に準拠すべきである。（日比委員） 54. 現行 GL において、上位政策等との整合を図る対象として特記されている“保護区”については、個別事業の環境社会配慮プロセスにおいて、度々、事業の整合性が議論されており、プロジェクト形成の改善につながっている事実がある。気候変動（GHG 排出）の影響緩和において、上位政策等の持つ意味合いがより大きいとすれば、ますます GL においてその整合を確認することで、「JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保すること」を担保することになるのではないか。（日比委員）	
	1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析	（助言 8）GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階や個別事業形成段階といった段階に応じて検討の範囲が異なる。個別事業形成段階では、赤道原則（付属書 A）にある高炭素セクターの例等を参考に、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT=Best Available Technologies）の採用等を勘案しながら行うことが適当。	55. 事業によって大きく GHG の排出量が異なるケースのみ代替案毎の GHGs 定量化を実施すべき。（黒木委員） 56. 削減対策（代替案）の検討に際しては、最新の削減技術、特に我が国の優れた削減技術の積極的な活用を推奨することが望ましい。（鈴木委員） 57. 助言 8～9：助言に異論ありません。（持田委員） 58. 「個別事業掲載段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT）の採用等を勘案し」とあるが、実際に石炭火力発電事業では、再エネとの代替案比較を行っているケースもあることから、GL にこの文言を入れる場合は、ケースバイケースで異なる対応を行う可能性があることを明記すること。（木口委員、田辺委員） 59. 個別事業段階では「同一セクター・同一規模で利用可能な BAT」などを勘案とあるが、この場合、「同一セクター」とは何を意味するの	GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階の代替案検討では GHG 総排出量削減のための代替案の分析を行う。他方、個別事業形成段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT=Best Available Technologies）の採用等を勘案しながら行う。その際には、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする。以上を FAQ に記載する。 【FAQ】 （理由、考え方） ● 事業形成の段階に応じて検討の範囲が異なることを踏まえる。 ● 代替案の間で GHG 排出量が異なる場合等、

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			か？例えば、発電事業を考えた場合、その開発目標は、一定規模の電力供給であるとすれば、その対象となるのは「発電セクター」であることから、異なる「発電オプション」を代替案として検討することになるが、これは、マスタープラン段階での代替案検討とどう違うのか？（日比委員） 60. 事業形成段階に応じて検討の範囲が異なることは、理にあっており、同意できる。その場合、特にマスタープラン等の「上位政策・計画」の立案を援助する事業においては、インフラ新戦略を含めて、やはりわが国の気候変動政策との整合を GL の枠内で図ることは不可欠ではないか。（日比委員） 61. 個別事業において、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果ある代替案を検討する場合、排出量のロックイン（事業による GHG 排出量の長期に渡る固定化）および、カーボンニュートラルの実現（あるいは対象国の NDC 達成）に向けた将来的な排出削減・吸収コスト（の増加）も加味した費用対効果分析とすること。（日比委員）	GHG 排出量の削減に資する可能性を検討するべく GHG 排出量視点での代替案分析を導入するが、その際には技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする。 ● 個別事業形成段階では、GHG 排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT=Best Available Technologies）の採用等を勘案することについて、BAT の定義・判定方法は必ずしも国際的には確立されていないが、同じ条件下で質・量ともに同等のサービス・アウトプットを産出することを比較対象の前提とすべきであるとの考えの下、たとえば発電セクターの場合、BAT 検討は通常同一発電方式における最良技術の検討においてなされると考えられる。一例として、European IPPC Bureau (EIPPCB)が産業別に作成した Best Available Techniques Reference Document (BREFs)では、(マスタープランレベルの)燃料選択などよりはむしろ、より下流の個別プロジェクトにおける燃料対策や燃焼方法、運用対策といったものについて主に記載されている。よって、個別事業形成段階での BAT の採用等を勘案する場合は、異なる発電方式における技術の比較ではなく同一発電方式における最良技術の検討を行うことを想定している。なお、この規定によってガイドラインで求められる範囲を規定するものであるが、個別事業の求めに応じて他の発電方式との代替案比較を行うことを一律に排除するものではない。 ● GHG を加味した代替案比較の方法として、ADB が行っている GHG 排出量削減のため

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				の代替案の分析の事例を複数確認したところ（世銀は ESF 導入から年数が短いため、ADB の方が事例が豊富と判断）、事業による GHG 排出量の長期にわたる固定化及び将来的な GHG 排出削減・吸収コストを踏まえて代替案分析を具体的に行っている事例は僅かであり、かつ定性的な評価が中心である。他ドナーの運用を引き続き確認し、実施可能な範囲で運用面に対応する。 なお、プロジェクトの定量的評価指標の一つである経済的内部収益率（EIRR）においては、With/Without の場合の CO2 排出量を算出し、その差を計算して削減便益としている。
	1.5 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮	（助言 9）構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすることが適当。但し、環境影響リスク分析の範囲・深度は技術的・労力的に課題と認識する。	62. 労力の観点から、気候変動の因子を明確にした上で分析対象とすべき。構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の範疇に入れる場合は、JICA 内（職員・専門員など）、助言委員会でも専門家の配置が必要になる。構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の文脈で実施するのであれば、「気候リスク評価」についても助言委員会にて説明・議論する必要がある。気候リスク評価の位置づけ、コンサル側の作業労力についても検討すべき。（黒木委員） 63. 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮した構造基準の強化については、異議申立を回避する観点から JICA GL でも言及することが望ましい。（鈴木委員） 64. 構造物建設においては先ず、気候変動によって生じることが想定される激甚な気象条件を想定しそれに対し十分強靱性を有する設計を行い、設計に基づいて良質な施工が行われるべき。想定外の気象条件による構造物の破壊による周辺への影響の考慮は、現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われる。まずは、「気候変動の影響を考慮した適切な設計・施工」を強調すべき。（三宅委員） 65. 気候変動に対する「適応」の位置づけは今後重要性が増すと考えられることから、概念を GL に含めること。（村山委員）	構造物の安全性への配慮は、環境社会配慮 GL の対象とはせず、計画策定・設計の一環として取り扱っており、この現行対応を維持する。想定外の気象条件による構造物の破壊は、現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われることに留意し、相手国等への注意喚起にとどめる。【別枠組】 （理由、考え方） ● JICA の審査は、事前評価表に示されるとおり多面的な検討がなされるもの。このうち、環境社会配慮ガイドラインは、審査プロセスの一つである環境社会配慮審査で活用されるものであり、本環境社会配慮 GL の改定において、審査プロセスの見直しを行うことは想定していない。 ● 影響評価の手法の確実さ、技術的信頼性を踏まえる。 ● なお、気候変動に対する「適応」の観点は環境社会配慮 GL の対象とはせず、別途対応し

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				ている。
②対象事業、情報公開	2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの要否」	（助言 1）中小企業・SDGs ビジネス支援事業について、甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針の周知、提案企業への適切な説明と財政上の支援の必要性が指摘された。	66. 助言 1～2：助言に異論ありません。（持田委員）	GL の適用対象事業は、現行 GL1.7 対象となる協力事業を維持し、1)有償資金協力、2)無償資金協力、3)開発計画調査型技術協力、4)技術協力プロジェクト、及び 5)これに類する事業や関連する調査とする。（全スキーム共通で国際機関経由のものを除く）【GL】
		（助言 2）Green Climate Fund 及びそれ以外の JICA 受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意すべき。	67. Green Climate Fund 対象事業での環境社会配慮を理解するために、想定される案件についてご教示頂きたい。（黒木委員）	5) 記載の下線部の詳細は FAQ で規定する。現行 GL 適用対象の「外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査」は、5)これに類する事業や関連する調査に含める。
		（助言 3）次期改定までに新しいスキームが創設された場合の GL の適否あるいは適用の方法に関する基本的考え方を整理するべき。	68. 大規模な国際協力政策の見直しや世銀等他の機関における環境社会配慮施策の変更が行われた場合には、10 年たたなくても Ad Hoc な形で JICA GL の見直しを行うとの規定を設けるべき。（鈴木委員） 69. 個別の新スキーム性質の特徴から、JICA GL の適否を都度検討するのが適切。（持田委員） 70. GL の適用対象事業に「基礎情報収集・確認調査」の調査スキームで実施している調査の中で、将来的にカテゴリ A に分類される個別案件の形成が想定されるものを含めること。また、当該調査については、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集を行うことについても、GL で規定すること。（木口委員、田辺委員） 71. 実施事業が明確にマスタープラン策定をうたっていないくとも、実質マスタープランの作成に結びついている事業があれば、マスタープラン策定と同様に扱い、戦略的環境アセスメントを適用すべきである。（木口委員、田辺委員）	【FAQ】 新たなスキームが創設された場合は、個別の新スキームの性質の特徴から、JICA GL の適否を都度検討することとし、その内容は FAQ で示す。中小企業・SDG s ビジネス支援事業について、案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業は GL の適用対象とし、（FAQ に）その旨を記載する。甚大な環境影響案件を採択しない点は、従来どおり募集要項等で提案企業への周知を継続する。【FAQ】 Green Climate Fund の受託事業は、JICAGL の適用対象とする一方、Green Climate Fund の環境社会配慮プロセスにも沿う必要がある。それ以外の受託事業については、受託元の制度に基づき適切な環境社会配慮が行われるよう留意しつつ、事業の特性を踏まえてその都度 GL の適用を判断する。【FAQ】 （理由、考え方） ● GL の適否の検討は、具体的なスキームの性質を踏まえて行い、FAQ に示す。加えて、最終的な GL の適否の検討は、具体的な事業の性質を踏まえて行う。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				運用開始後 10 年を待たずに GL の見直しを行うかについては、それに係るコスト、相手国等の安定的運用への影響も勘案し、現行の規定を維持する。
	2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」	(助言 4) コモンアプローチの在り方について、他の機関の動向の注視すべき。 (助言 5) 協調融資に際し、異なる機関の手続きが借入人の負担増とならないよう留意し、GL 遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組むことが適当。 (助言 6) カテゴリ A 案件の協調融資の場合、GL にて求める要件は原則として満たすことが求められる。JICA からは、JICA GL にて要件を省略する場合には、該当する点を助言委員会に事前に説明するとの表明あり。	72. 「他の機関」がどの機関を想定されているのか例示して頂きたい。バイラテラルのドナーの場合は情報公開量が少ないため、JICA 側からその事例について共有頂きたい。WB との協調融資案件でのコモンアプローチとなった場合、どのようにコモンアプローチを適用する予定かご説明頂きたい。(例として、カテゴリ A 案件の EIA の 120 日公開、ESCP、SEP、LMP、ERP 作成、労働者向けの苦情処理メカニズム (GRM)、環境社会モニタリング結果の公開等が手続き上のギャップと考えられる) (黒木委員) 73. 助言 4～6：助言に異論ありません。(持田委員) 74. 現行の GL にはコモンアプローチの考え方が含まれていないため、概念を GL に明記すること。(村山委員) 75. コモンアプローチを取り入れるのであれば、調査や分析手法などの技術的なものについても共通化が必要。協調融資の際には、一般的には貸し手の 1 機関が環境社会配慮の主担当となるため、JICA の関与が限定的になる可能性がある (例：ADB 案件で作成支援した EIA を JICA が審査する。モニタリングも ADB が監理し、その後 JICA へ共有等)。手続きにかかる話なので JICA 職員以外は詳細を把握していないため、JICA での協調融資の過去の事例・課題について説明をして頂きたい。(黒木委員) 76. 国際開発金融機関や二国間開発機関は案件具体化を待つことなく普段から環境社会配慮の対象やプロセスの共通化を進めておくことで、迅速な検討を目指すべき。(杉田委員) 77. JICA は協調融資においてコモンアプローチを採用する場合であっても、JICA ガイドラインを満たしていることを要件とするべき。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言)) 78. 左記ではわかりにくいいため、具体的にどのような要件が省略される可能性があるのかをご教示頂きたい。(黒木委員)	協調融資の際に協調融資先と共通の手続きをとる場合には、JICA GL の遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組んでいく。以上を FAQ に記載する。【FAQ】 (理由、考え方) - コモンアプローチについては、特に国際開発金融機関から環境社会配慮の項目毎の参考資料 (ガイダンスノート等) が多く出されており配慮の質の面で、各機関の足並みが揃いつつあると考えている。他方、JICA における助言委員会プロセスのような各機関特有の内部手続きの共通化は難しく、その点は協調融資案件で都度の調整が必要になると考えられる。 - 他方、手続き面では、異なる機関の手続きが借入人の負担増となることを可能な限り回避する視点が重要。
	2.3「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のス	(助言 7) カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開プロセス	79. JICA が環境レビューにおいて環境社会配慮文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開することを要件とするべき。(木口委員／田	カテゴリ A 案件の環境レビュー前の EIA 報告書の公開に関し、公開対象は相手国政府の承認版

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
	テータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA 報告書の公開期間／EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」	の扱いは、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与等を踏まえて検討すべき。	辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 80. ドラフト EIA 後 120 日の公開をもって L/A 締結条件とする案について、ODA 全体の迅速化という点では良いと考えるが、ドラフト EIA の作成期間については、短縮化する事のないように十分な期間・投入コストについて留意頂きたい。ドラフト EIA の定義について、JICA として質の確保と説明責任という観点から、助言委員会におけるレビュー・助言が行われた上で相手国に提出がなされた改訂版ドラフト EIA を「ドラフト EIA」として認識しているが、その理解でよいか。（黒木委員） 81. 助言 7、8 に関連して、ドラフト版 EIA を審査の対象とするかどうかについては、報告書の質の確保が重要。そのため、当該国においてこれまでに発行されたドラフト版の EIA を精査したうえで、審査に耐えうると判断される場合に限り、ドラフト版も可とすることも考えられる。（村山委員） 82. 助言 7 ：助言に異論ありません。（持田委員） 83. 環境レビュー時の確認対象を相手国承認版の EIA を対象とする場合、EIA 報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合に、どのような形で是正の対応を求めるかを明確にしておくこと。（村山委員） 84. ドラフト EIA は JICA の FS で支援作成するものは助言委員会コメントも反映したものにするか、既に相手国等によって作成されたものがあれば助言コメントを英文で付して公開すべき。ただし、EIA 手続きを助言委員会終了まで開始しないということではなくて、ドラフト EIA を 120 日公開する場合は、既に手続きを開始している場合は、助言を反映した更新版 EIA も追って速やかに公開すべき。また、当該案件で LA 後に、詳細設計の計画を踏まえて EIA を更新した場合は、EIA の更新版も併せて公開すべき。（黒木委員）	もしくは承認担当省庁提出版とし、GL3.2.1 に記載する。【GL】 JICA の環境レビューは、EIA 報告書の承認によらず、GL に沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認する。仮に EIA 報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICA は相手国等に JICA の環境レビュー結果に沿った対応を求める。なお、環境レビューの対象とする EIA 報告書（承認版あるいは承認担当省庁提出版）は JICA の助言委員会・環境レビューの進捗によらず速やかに公表する。 相手国の環境許認可証明書は、相手国法制度に則って取得された段階で取り付けることとする。【GL】 （理由、考え方） ● 情報公開の手続きは、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する。あわせて、相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するため、手続きの迅速化を考慮する。 ● EIA 報告書は相手国制度に則り作成されるため、相手国の制度を尊重しつつ、質の確保を重視し、ドラフト版を可とする場合は、具体的には承認担当省庁提出版とする。EIA 報告書の審査や承認は相手国の制度に基づき相手国政府により行われるため、助言委員会コメントを反映したものをドラフト版とすることは難しい場合が考えられる。なお、現行 GL において、協力準備調査で EIA 報告書の作成支援を行っている場合は、概ね助言が反映されている。 ● 翻訳版を参照する場合は内容の整合性に十分注意するが、その公開は相手国等の了解
		（助言 8）カテゴリ A 案件について公開する環境アセスメント報告書は、迅速性等を考慮し承認版ではなくドラフト版とする案に対し、許容する意見と条件付きとする意見あり。	85. 相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するための制度改善の一環として、カテゴリ A 案件について公開する環境アセスメント（EIA）報告書は、原則、承認版ではなく、ドラフト版で対応するように改善すべき。（石田委員） 86. 国際的潮流に合わせて、GHG 排出量等の影響をより評価対象として検討すべき一方、環境への影響が少ない事業を迅速に進められるよう、EIA 報告書の公開段階及び期間をより柔軟に判断する余地はある。（杉本委員）	

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針（案）
			87. カテゴリーA 案件については、ドラフト段階の環境アセスメント報告書に対して JICA としてコメントすることが基本的に望ましい。従って、事業者による環境アセスメント報告書の公開はドラフト段階で行うことが好ましい。ただし、Appraisal は、最終報告書を踏まえて行われる必要がある。（鈴木委員） 88. 助言 8～10 : 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。（持田委員）※持田委員の「上述の視点」とは以下に示すとおり（事務局追記、以下同）： 下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。 1) JICA 各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA 各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA 各協力事業の実施に際し、JICA による環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すること。	を前提に行う。
	（助言 9）公開期間の柔軟化について、特に協調融資において容認する意見と現状を保つべきとの意見あり。	89. 他援助機関や開発金融機関との協調融資において、各機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となる場合、EIA 報告書等の公開期間は柔軟化すべき。ソブリン案件とノンソブリン案件では、案件形成スピードは異なり、事業の性質、及びグローバルスタンダードに沿った運用を行うべき。（石田委員） 90. JICA の環境レビューは、環境アセスメント報告書のドラフト版を受け取った段階で開始することを可能にするが、環境アセスメント報告書の承認版及び環境許認可証明書を合意文書締結 120 日前までに公開する規定は維持するべき。ドラフト版に基づいて環境レビューを開始した場合は、ドラフト版を速やかに公開するべき。環境アセスメント報告書の承認版と環境許認可証明書に基づいた環境レビュープロセスは維持するべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 91. EIA 報告書の公開日数については、JICA GL の基本方針に示される「迅速性」との考え方に照らして、柔軟な対応を考えることが適切。（鈴木委員） 92. 「協調融資先と（EIA の）公開期間を合致させる選択肢を取ること	カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120 日を維持する。ただし、協調融資案件については、協調融資先と公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能にする。また、海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンスーと歩調を合わせるため、公開期間を最低 60 日とする。以上を GL3.2.1 に反映する。【GL】 （理由、考え方） ● 現行 GL の下では、ステークホルダー協議やそれに伴う情報公開により、EIA 報告書ドラフトの内容はプロジェクト形成の初期の段階からステークホルダーに共有されている。また、120 日公開の規定の導入時と比較し、情報伝達技術の発展も見られる。 ● 協調融資案件において、異なる機関の間で	

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			を可能とする」とあるが、途上国の金融機関との協調融資の場合は、公開期間が極めて短くなる可能性があることから、この選択肢は日本が出資する国際金融機関（MDBs）との協調融資に限定すること。（木口委員、田辺委員） 93. 海外投融資における EIA の公開期間を最低 60 日にするとあるが、海外投融資だけを短縮する具体的な必要性が不明（少なくともレビュー調査ではそのニーズが確認できていない）であるため、短縮化を行わないこと。アジア開発銀行（ADB）は民間セクターへの支援も公的セクターへの支援と同様の EIA 公開期間を確保している。（木口委員、田辺委員）	の公開期間の違いを避ける。 ● 海外投融資では、円借款等のソブリン案件に比べ、より迅速性が求められる。 ● ADB はソブリン融資、非ソブリン融資とも 120 日前の公開とされているが、2019 年の独立評価局の評価によれば、非ソブリン融資について、IFC の公開期間が 60 日である中で ADB の競争力や協調融資の可能性にマイナスの影響を与えていることが指摘されている。
	2.4「モニタリング結果の公開」	（助言 10）モニタリング結果の公開は、1) 公開を要件とすべきという意見、2) 原則的には公開とし、公開に合意しない実施機関については合理的な理由を明確に示すことを求める等の対応をすべきという意見、3) 相手国に公開を強要すべきではなく、前向きに促進できるような方策を JICA が引き続き行うべきという意見が出された。	94. カテゴリ A のプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリ B のプロジェクトについて、相手国等から入手した環境社会モニタリング報告書の公開を要件とするべき。（木口委員／田辺委員（NGO3 団体意見書を委員としても提言）） 95. 公開についての方針は、左記 2) または 3) でよいと考える。JICA がモニタリング結果を受領するプロセスについて明確にして頂きたい。（黒木委員） 96. プロジェクトの性格に応じて、より長期間のモニタリングが必要。モニタリング結果は原則として公開すべき。公開できない場合には、その理由を付して公開できない旨を公表すべき。（鈴木委員） 97. モニタリング結果は原則公開とし、相手国と合意できない場合は合理的な理由を求め、その結果を公表することが求められる。（村山委員） 98. モニタリングレポートの公開について、「相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい」とあるが、アジア開発銀行（ADB）が一律公開としている中で、難しいとする根拠が不明である。逆に実際に環境社会影響が生じている案件でも相手国がモニタリングレポートの公開を拒否していることで、JICA による説明責任が十分果たせていない。モニタリングレポートの公開を要件とすること。また、非公開の場合の理由の確認についても、実際に確認が行われている案件があることから、特段の問題はないと思われる。（木口委員、田辺委員） 99. ADB はモニタリング結果を公開対象にしていることを説明に加えること。また、運用として相手国から JICA への報告状況、非公開	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開する。JICA によるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行う。 （理由、考え方） ● 事業により生じる影響の適切な把握・モニタリングと、それに要するコストも踏まえたバランスの取れたモニタリング方法、期間の検討 ● ADB はモニタリング結果を公開しているが、世銀、IFC、赤道原則加盟行とも、相手国による個別事業のモニタリング結果の公開を要件とはしていない。 ● 相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい。相手国と公開に合意できない場合の合理的な理由の公表は、他の国際機関で実施していないため行わない。 ● JICA から相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリ A 案件での公開率は上昇している。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			の理由を公開すること。(村山委員)	
③国際基準、審査方法	3.1 世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否	(助言 1) 世銀と同等のリスク分類手法の導入には、個別プロジェクトにとどまらない国全体に対する評価が要求され、実現可能性に課題がある。現行のカテゴリ分類の運用には特段の課題が認められず、あえて変更する意義は見いだせない。環境社会管理能力やガバナンスに伴う環境社会配慮上のリスクは、環境レビュー過程において考慮することで対応可能と考えられる。	100. カテゴリ分類については、現行の A、B、C、FI を維持すべき。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言)) 101. 現状のカテゴリ分類で十分。住民移転が理由のカテゴリ分類の条件は物理的住民移転対象者数となっていると理解しているが、今後も物理的住民移転対象者数だけでカテゴリ分類をするのか諮問委員会で議論すべき。(黒木委員) 102. 当面は現行カテゴリーを維持することとし、世銀、IFC 等の運用状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適切。(鈴木委員) 103. これまでのカテゴリ分類との整合性や JICA における実施体制も考慮すると、現状の分類を維持することが望ましい。ただし、協調融資等で議論が想定される実施機関との間のカテゴリ分類との整合性を予め検討しておく必要がある。(村山委員) 104. 助言 1～4：助言に異論ありません。(持田委員) 105. 世銀との協調融資の際、カテゴリ分類の整合性をどのように扱うかについて、現行の FAQ に相当する文書で扱うこと。(村山委員)	想定される影響の大きさに基づく現行のカテゴリ分類 (A, B, C, FI) を維持する。 (理由、考え方) ● これまでのカテゴリ分類の相手国等の理解浸透・安定的な運用や、JICA における実施体制を踏まえたもの。 ● なお、協調融資に際し、カテゴリ分類は各機関の判断の要素が大きいため、都度の調整が必要になると考えられる。
	3.2 相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの確認の要否 3.3 民間連携事業 (海外投融资、協力準備調査 (PPP インフラ事業)) では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの確認の要否	(助言 2) 相手国等に求める環境社会配慮は、世界銀行グループとの大きな乖離がないことを確認することとし、また、世界銀行 ESS や IFC の PS を一律に適用するのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用することが肝要である。	106. 国際機関のみならずその他準用すべき基準についても FAQ やカテゴリ執筆要領の中で追記すべき。(黒木委員) 107. 相手国に求める要件については、JICA GL として、世銀の ESS と IFC の PS の双方を基準に乖離がないことを規定するのではなく、それらの趣旨を十分に咀嚼した上で、同程度の環境社会配慮の質を担保した形で柔軟に対応すべき。(杉田委員)	相手国に求める環境社会配慮の要件は、現行 GL2.6 のとおり世界銀行グループのセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。【対応済 (GL)】 その際、世銀の ESS、IFC の PS の間には大きな差異がないことから、どちらかを状況に応じて確認する。【FAQ】 ESS や PS の細かな配慮方法や手続き、文書作成等を一律に参照し乖離がないことを求めるのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用する。 (理由、考え方) ● 世銀グループの政策と同等の環境社会配慮の質の確保 ● 相手国等の手続き、文書作成コスト等の負

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
				担を増加させない。
	3.4 エンジニアリングサービス (E/S) 借款供与時の環境レビュー実施の要否	(助言 3) 例外的に E/S 借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S 借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、ガイドライン別紙 1 の要件が満たされるよう、検討すべき。	108. エンジニアリング・サービス (E/S) 借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害が発生する場合には、環境レビュー及びモニタリングを省略するべきではない。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言)) 109. EIA は完了しているが、現地側の不可分一体事業の用地取得を現地側で開始してしまった事例と想像されるため、単なるルール違反の問題と考える。用地取得の一般的な法的手続きは時間がかかるプロセスである。相手国に誤解がないように、例えば、法的な所有権の移行、支払手続き、物理的移転を禁じるなど具体的に要件を明確にすべき。(黒木委員) 110. エンジニアリング・サービス (E/S) 借款について、「例外的に (環境社会影響が) 発生することが予見される場合は、当該影響について E/S 借款供与前に環境レビューを行う」とあるが、供与前に予見されなかったにもかかわらず実際に影響が発生した場合の対処方針が示されていないことが課題である。したがって、予見されるか否かにかかわらず、例外的に E/S 借款期間中に発生する環境社会影響については、ガイドライン別紙 1 の要件が満たされるようにすること。(木口委員、田辺委員) 111. E/S 借款の定義から、この事業を対象に「(環境社会影響が) 例外的に発生することが予見される場合」をルール化することは難しいように思われる。むしろ、E/S 借款に限らず、各事業で想定外の環境社会影響が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合に、適切な緩和措置を取ることを、GL に項目として加えることも考えられる。(村山委員)	E/S 借款供与中に環境社会影響が発生することは通常予見されないが、例外的に発生することが予見される場合は、当該影響について E/S 借款供与前に環境レビューを行う。以上を GL3.2.1(5)に記載する。【GL】 (理由、考え方) - E/S 借款供与中に発生が予見される環境社会影響について、GL に沿った対応を行う。 - また、E/S 借款供与前に影響が予見されていなかったにも関わらず、途中で影響が発生した場合の対応について FAQ 等への記載を検討する。【FAQ】
	3.5 世 銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否	(助言 4) FI 事業については、現行ガイドラインの規定を維持することが適切。ただし、カテゴリ B のサブプロジェクトについて JICA GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求めること、及びカテゴリ C のサブプロジェクトについて環境レビューは省略されることを GL に明記すべき。	112. カテゴリ A 相当のサブプロジェクトについては、現行ガイドライン通り、JICA の環境レビューと情報公開は維持するべきである。(木口委員／田辺委員 (NGO3 団体意見書を委員としても提言)) 113. IFC では FI 案件の課題が多く出ている。JICA における FI 案件のモニタリング方法 (FI による審査結果報告、モニタリング結果の受領) などの事例をご説明頂きたい。(黒木委員) 114. 金融仲介者 (Financial Intermediaries: FI) による事業については、現行ガイドラインの規定を適用することが適切。その場合、FI が支援する中小規模の事業の集成的影響の評価方法を明確化して	FI 事業に係る規定は現行 GL3.2.1(4)の規定を維持する。 カテゴリ A のサブプロジェクトの場合、現行 GL と同様、助言委員会プロセス含めた JICA の環境レビューと情報公開は維持する。 カテゴリ B のサブプロジェクトの場合、GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求める旨を GL3.2.1(4)に記載する。カテゴリ C のサブプロジェクトの場合、環境レビューを省略することを

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			おくことが望ましい。(鈴木委員)	GL3.2.1(4)に記載する。【GL】 (理由、考え方) FI事業のカテゴリ B 及びカテゴリ C のサブプロジェクトの対応を明確にする。
テーマ④ 環境社会 影響評価、代替 案検討	4.1 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会 履行計画に関する参照	(助言 1) 世界銀行 ESF、特に環境社会 履行計画 (Environmental and Social Commitment Plan、ESCP) の運用等に 係る動向については、情報収集を行う こと。	115. 助言に異論ありません。(持田委員)	環境社会履行計画 (ESCP) は GL に導入しない。 また、世銀 ESS 1 Annex 1.に記載されている各 種アセスメント手法は現行 GL でも既に導入し てきたものであり特段の追加的対応は行わな い。 (理由、考え方) - 世銀より、ESCP は融資契約文書と紐づけ られることで、相手国の環境社会配慮に対 するコミットメントを強化できているこ と、ESCP を用いて相手国政府の高官との 交渉を効果的に行われていることが報告さ れている。 - JICA は環境レビュー時に住民移転計画や環 境管理計画を通じて相手国等のコミットメ ントを確保し、これらに基づき案件の進捗 管理を行っている。 - これらの活用により、世銀が導入した ES CP を代替可能。
	4.2 ESS 1 Annex1 環境社会 影響評価書 (ESIA) の構 成要素に関する参照	(助言 2) ESCP については、JICA の 既存の運用で代替できる文書があれば 活用した方がいいという意見があ る一方、さらなる環境社会配慮の向上 に資する側面があることを念頭に、進 捗管理の能力強化と向上について「見 える化」する工夫をすべきという意見 もあった。	116. ESCP の利点は、最新の環境社会配慮の要件が 1 冊になってい るため、実施機関・ドナーにとって確認しやすく、特に実施機関の 引継ぎミスの削減、またアップデートが必要なため定期的なモニタ リングの向上が見込めると理解。(JICA が) 現行の運用を継続する 場合、従来案件審査時に締結する相手国との合意記録で整理した内 容について JICA 側で ESCP と同等の文書を作成することの可否に ついてご説明頂きたい。また、JICA のローンアグリーメント後のモニ タリング対象案件数、監理ミッション派遣数、実施機関の環境社会 配慮の能力強化を目的とした案件数等の実績について JICA より 説明頂けると、今後のモニタリングにかかる見直しについても検討 しやすい。(黒木委員) 117. 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)	
		(助言 3) 世銀 ESS 1 Annex 1.に記載 されているアセスメント手法につい て、JICA GL との関係を整理し、必要 に応じて改定のための検討課題に加 えること。	118. 助言 3～5：助言に異論ありません。(持田委員)	
	4.3 ESS1 相手国等の環境 社会配慮フレームワーク 活用に関する参照	(助言 4) JICA GL の基本方針にある 通り、最終的には自国のフレームワーク を使って、より高い水準の環境社会 配慮を実施できるための能力と経験を 獲得できるように、JICA 側は支援姿勢 を堅持ないし発展させるべき。	119. JICA による相手国の環境社会配慮に関する支援体制 (技プロ・ 専門家派遣等の予定) の実績及び今後の対応方針についてご教示 願いたい。(黒木委員) 120. 助言 4、5 に関連して、協力準備調査や EIA、住民移転計画 (RAP) の作成においてこれまで実施してきた相手国支援の姿勢を維持し つつ、相手国の能力向上や技術移転に資する取り組みにも配慮すべ	これまでどおり、本邦研修等の技術協力や、個別 事業における協力準備調査や EIA、住民移転計 画 (RAP) の作成支援を通じてこれまで実施し てきた相手国支援を行う。 (理由、考え方)

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			き。(村山委員)	- 世銀において、借入人の国の環境社会配慮フレームワークに完全に委ねて実施したプロジェクトの例は今のところない。 - 現行 GL 1.2 上、「目的」に「相手国等による適切な環境社会配慮の実施を促す」と明記しており、1.3 定義 8「環境社会配慮の支援」に「相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう」と考え方を明記している。 - なお、GL に基づく対応とは別に、本邦研修等の技術協力により相手国の環境社会配慮体制の強化を行っている。
		(助言 5) 相手国等の環境社会配慮フレームワークを活用する場合には、JICAGL で求められる内容との比較検討を行ったうえで、必要な支援を講じるような枠組みを検討すること。	121. 相手国の環境社会配慮を的確に実施するためには、多くの場合、相手国（政府）の人材育成、特に環境科学等に関する人材の育成が不可欠。JICA プロジェクトにおいても、相手国における人材育成コンポーネントを明確に組み込み、その旨及び内容を JICA GL にも記載することが強く望まれる。(鈴木委員)	
4.4 ESS1 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響に係る定義の参照		(助言 6) 不可分一体事業について、相手国が JICA GL の水準を満たしていない場合には、同水準の確保を最大限、働きかけること。	122. 不可分一体性は非常にわかりにくい概念のため、JICA 案件での不可分一体の事例とその課題について、具体的にご説明頂きたい。(黒木委員) 123. 助言 6、7 に関連して、不可分一体事業については、現状のように FAQ のみに示すのではなく、基本的な考え方をガイドライン本体に含めることが求められる。(村山委員) 124. 助言 6～8：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。(持田委員)	現行 GL の下、採用している不可分一体事業の定義を引き続き用いる。 派生的・二次的影響、累積的な影響については、影響評価の過程でこれらの影響の見落としがないよう十分注意し、派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、現行 GL のとおり合理的と考えられる範囲で調査・検討する。 【対応済（GL、FAQ）】 (理由、考え方) - 不可分一体事業等の定義は、例示とともに分かり易く説明するため、FAQ への記載が適当。 - 派生的・二次的影響、累積的影響の分析は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となり、必ずしも影響評価の過程で十分なデータが揃うとは限らない点に留意し、個別プロジェクト毎に都度、合理的と考えられる範囲で対応する。
		(助言 7) 不可分一体事業の定義については JICA GL の運用見直しで作成された FAQ の内容が具体的であり、JICA GL に盛り込むことを検討すべき。	125. 不可分一体事業は、その事業が同一の事業者でない場合や計画の熟度が一致していない場合がある。不可分一体事業の EIA 作成は、必ずしも FS 時でなく DD 時も活用して対応するなど柔軟な対応が求められる。(黒木委員)	
		(助言 8) 不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性がある環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があり、これらの影響について現実的・合理的・包括的に配慮することを検討すべき。	126. 間接的、累積的な影響を分析する場合は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となる。それらの現状や計画について必ずしも FS 段階で精緻化されてない場合は、累積分析は不可能となるため、必要に応じて可能なものだけとすることが望ましい。あくまでもその時点で合理的と考えられる範囲で行われるべき。(黒木委員) 127. JICA プロジェクトに際しての累積的影響の考え方について、何らかの形で明示しておくことが、その後の異議申し立てを避ける	

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
			ためにも大変重要。(鈴木委員) 128. 生物多様性(含む生態系サービス)への派生的・二次的影響が十分評価された例はあったか?生態系・生物多様性の影響評価・配慮を考える上で、方法論含めて具体的に検討すべき。(日比委員) 129. 気候変動影響の評価は、累積的影響として捉える必要がある。その際には、累積的影響が、ある閾値を超えた時点で甚大な不可逆的な影響を引き起こす可能性があることにも留意。(日比委員) 130. 現行の FAQ のように GL に付随する文書で扱う場合は、当該文書の位置づけを GL で明記することを前提とすること。(村山委員)	
	4.5 環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について	(助言 9)費用便益の定量化対象及びその手法については、影響が大きく定量化できる指標あるいは定量化する意味のある指標については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること。	131. 定量化に当たっては、便益の想定が課題。標準化するのであれば、インフラセクター毎の標準的な便益項目を規定して頂きたい。(黒木委員) 132. 気候変動影響については、排出量・排出削減量を推計し、カーボンの取引価格などを活用することで、経済的に費用・便益を定量化することが可能であり、見直しを機に導入すべき。(日比委員) 133. 助言 9～13: 助言に異論ありません。(持田委員) 134. GHG 排出量は、その費用・便益を定量化の対象としていているがあるが、これまでの費用・便益の定量化事例を示されたし。(日比委員) 135. インフラセクター毎の標準的な便益項目はすでに整備済みとあるが、カーボンニュートラルに向かう国際潮流(パリ目)の下では、特に長期的には排出削減「便益」は、どのようなベースラインを取るかで、大きく変わってくる(場合によっては逆に費用となる)ことに留意すべし。また、便益だけでなく費用項目も同等に整備すべき。当該マニュアルについて、開示されたし。(日比委員)	GHG 排出量は影響が大きく市場価格を活用することが可能であるため、大型案件においては GL 理念にある外部費用の内部化を念頭に費用・便益として定量化の対象としている。また“インフラセクター毎の標準的な便益項目”はすでに内部マニュアルとして整備済。
		(助言 10)事前のプロジェクト評価においては、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。	136. 有償と無償事業で費用便益等の考えが異なることと、作業量等も鑑みると、全てを GL に必要事項として記載することは望ましくない。(黒木委員)	
	4.6 代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めること、及び代	(助言 11)「ゼロオプション」の考え方は、国際的に認知されている概念ではないので、必ずしも全ての案件で検討すべきものではない。ただし、特に上	137. 代替案検討には、交通系のプロジェクトの場合①モードの検討、②ルートの検討等あり、①は MP で検討すべきことであり、②は FS 段階である。段階にあわせた代替案検討を行う必要があることをガイドライン、カテゴリ B 執筆要領等に記載頂きたい。F/S 段	日本の環境影響評価法における「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案(ゼロオプション)」は採用しない。

テーマ	論点	包括的検討における助言 (助言全文は別添①参照)	諮問委員会からのご意見 (ご意見全文は別添①参照)	JICA 方針 (案)
	替案検討の実施方法	流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。 (助言 12)「プロジェクトを実施しない案」については従来通り代替案検討に含めること。代替案の総合評価基準や最適案選定根拠を明確にするための、より客観的で分かり易い工夫が望まれる。 (助言 13) 現行の JICA GL 別紙 2「代替案の分析」に記載のある内容を維持すること。	階でのゼロオプションの検討は、多大な作業を伴うため現実的に難しく、また先方政府の要請を否定するようであり、代替案の検討には含めない方が良い。(黒木委員) 138. 世界銀行における without project の例として、大規模水力発電プロジェクトに際し、ダムを建設しなかった場合の火力発電所を用いた電力供給計画との比較分析を行った事例がある。(鈴木委員) 139. 代替案分析については、標準的な項目について JICA 側で、カテゴリ B 執筆要領等で規定する事も必要。(黒木委員) —	(考え方、理由) ● 国際的な認知度、相手国等からの理解 ● 案件形成段階に応じた代替案検討の必要性 ● F/S 段階では、相手国等の要請を踏まえた検討の必要性